

## ③ お金と税金のコラム

### 「争族は税金面でも大損！」

親が亡くなった後、遺産分割などについて、相続人間でもめてしまう、感情的に言い争ってしまうような、いわゆる「争族」になってしまうケースは、結構多いものです。原因は様々ですが、1つには生前、親との距離がどうだったか、というものがあります。親と同居していたり、近くに住んでいて何かと面倒をみていた子と、普段はまったく関わりなく、会うのは年に数回、あるいはまったく実家に近寄らない、という子もいます。

そういう兄弟姉妹がいざ相続になって遺産分割の話をするとまったく噛み合わない、考え方が違うと、親の生前から思っていた感情が表に出てきてしまって、言い合いになってしまうことがありますね。親を面倒見ていた子は、他の兄弟は何も助けてくれなかったと思っているし、遠くにいる子は親と同居して住居費はかからないし、親のお金で何かといい思いをしたのではないかと思っています。さらにそれぞれの伴侶などからの意見もあって、一旦言い出したら後に引けなくなる、という状態です。兄弟という近い関係であるため、普段の社会人としてのたしなみがどこかにすっ飛んで、子ども時代に戻ったかのように感じられます。こうなると本当に大変ですね。

争族は、税金面でも大損になってしまう可能性があります。それは相続税を大きく減らすことができる特例が使えなくなってしまうからです。その特例とは、配偶者の税額軽減と、小規模宅地等の特例です。配偶者の税額軽減は、配偶者が相続する財産について、法定相続分あるいは1億6千万円までは相続税がかからないという特例です。小規模宅地等の特例は、居住用の不動産（自宅）の敷地について330㎡まで80%評価減ができるなどの特例です。これらの特例は是非とも使いたい特例ですが、そのためには、申告期限までに遺産分割がされている必要があります。争族で遺産分割がまとまらないうちに、これらの特例が受けられない、ということになるのです（3年以内に分割できたときは取り戻すことはできますが）。

是非、争族にならないよう、生前から考えておく、準備をしておくことが大事ですね。

東京メトロポリタン税理士法人  
グループ代表/税理士 北岡修一  
03-3345-8991 <https://www.tm-tax.com/>

## 社員のフログ

### ～ 新しい趣味 ～

今までペットのご紹介をしまいましたが、現在のマイブームは「釣り」でございます。

なぜか去年あたりから「釣りがしたい」という気持ちが沸きはじめ、今年の2月ですが44年ぶりに釣りを致しました。

ユーチューブやネットの動画などで大きな魚を釣り上げるシーンを見たり、釣り具店で道具を物色したりするうちに、自分も魚を釣った気になり気分は上々です。

後で知ったのですが、2月は寒さのため魚の動きが鈍く一番釣れない時期のようです。どうりで釣れないわけだと自分を慰めました。

3月になり空き缶を1個釣りました。  
漫画のような話が本当にあるのかと一人でクスクス笑ってしまいました。

そしてこないだは黄色いヒトデを1匹つりました。一応生きた生き物です。

釣りをしたことがない方には分からないと思いますが、魚が釣れなくても楽しいのが釣りです。

中国のことわざで、「一時間だけ楽しみたいなら酒を飲め。3日楽しみたいなら結婚しろ。一生楽しみたいなら釣りをしろ。」というのがあります。

話を逸らすつもりはありませんので初めの2つにて触れませんが、幾つになっても楽しめる趣味だと思ってます。

1匹も釣れないのに道具ばかりが増えてますが、それも楽しみの一つです。

次回も「今度こそ釣るぞ」という意気込みで楽しんでまいります。

管理部

三浦 祐一

### 不動産にまつわる ご相談（無料）！！

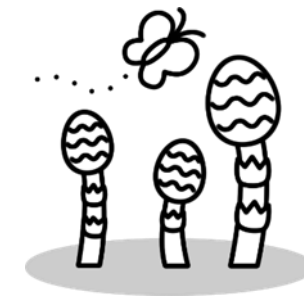
懇切丁寧なわかり易く実益を目指して。  
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

電話 03-3323-0525 メール [baibai@0007.co.jp](mailto:baibai@0007.co.jp)

地域生活情報誌  
Vol. 189  
2025



だ  
い  
た  
ら  
ぼ  
っ  
ち



### 創業70周年



● 私達の喜びはお客様の笑顔です～

**信和不動産株式会社**

お部屋探しは 弊社のホームページで！▼  
<https://www.0007.co.jp>

facebook も更新中▼  
<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

皆様の多様なニーズに即応します。



**東松本店**（井の頭線 東松原駅前）  
世田谷区松原5-2-3 信和ビル1階  
TEL(03)3323-0521 / TEL(03)3323-0525(売買部直通)

**梅ヶ丘店**（小田急線 梅ヶ丘駅前）  
世田谷区梅丘1-24-2 佐野ビル1階/TEL(03)3425-6145

<信和不動産グループ>  
**アパマンショップ東松原店**  
株式会社レントネット信和  
（井の頭線 東松原駅前）  
世田谷区松原5-57-7 第1片野ビル2階/TEL(03)3321-2123



～ 毎週火曜日・水曜日定休～

# 円満相続シリーズ

## 第3相続順位とその対応



☆被相続人に子がいる。子が相続人となる第1順位の相続です。父母や祖父母の直系尊属や兄弟姉妹は相続人にはなりません。養子は実子と同じ権利義務を有します。

認知した非嫡出子も先般の民法改正で、実子と同じ相続分を有するようになりました。

☆被相続人に子がいない。が、父母がいる。父母がいなくても祖父母がいる。これは父母等が相続人となる第2順位の相続です。

☆被相続人に子も父母や祖父母もいない。これは兄弟姉妹が相続人となる第3順位の相続です。兄弟姉妹が亡くなってもオイメイまでは1代限りで代襲相続人となります。

☆配偶者は、第1順位、第2順位、第3順位であれ、順位により相続分は違って、常に相続人となります。

◎Aさんの伯母さんが亡くなりました。ご主人はすでに他界しており、子どもがいないので相続人は伯母さんの兄弟姉妹です。

5人のうち2人はすでに他界しオイメイに枝分かれています。相続人はオイのAさんを含め全部で10人になります。

近くに住んでいるAさんが葬儀を仕切り、相続もまかされました。私が載っていたタウン誌を見て相談に見えたそうです。他の相続人からは一任を取り付けているとのことでした。

主な遺産は自宅の土地建物、それに預貯金が少々です。葬儀費用を差し引き、自宅売却の諸費用を見積もり、手取り残額を算出し代償金を決めます。相続人が兄弟姉妹の場合は残額を法定相続分で按分することが多いです。一度全ての財産をAさんが相続し、そのあと自宅を売却し他の相続人に代償金を払います。

Aさんが翌年に払う費用は、①譲渡所得税、②社会保険料等、③確定申告税理士報酬です。直近で払う費用は、④葬儀費用、⑤確定測量費用、⑥建物解体費用、⑦相続登記費用、⑧遺品処理費用、⑨土地売買仲介手数料、⑨相続アドバイザーへの報酬、⑩雑費です。

全ての段取りが整ったら遺産分割協議書に署名押印です。第3相続順位の相続は相続人が多く、しかも北海道から沖縄まで全国に散らばっていることがよくあります。

相続人全員が一堂に集まるのは不可能です。遺産分割協議書を人数分（10枚）作り全員に送ります。署名押印し返送されてきた遺産分割協議書を10枚束ねて初めて効力が生じます。

遺産分割は多数決では成立しません。例えば1枚でも署名押印がもらえなければ、受け取った他の9枚の遺産分割協議書は無駄になってしまいます。これがリスクです。

このリスクを避けるため、相続分譲渡証明書（有償でも無償でも可）をもらう方法もあります。返送されてきた8人の相続分は取りあえず自分の相続分として確保しておき、あとは相続分10分の9と10分の1での遺産分割協議になります。

有限会社アルファ野口 代表取締役・NPO法人相続アドバイザー協議会評議員

野口 賢次

有限会社アルファ野口 TEL. 044-422-1337 FAX. 044-455-0208  
〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子 538 番地メルベージュマルダ 1F

## 分譲マンション

11,990万円

小田急線「梅ヶ丘」駅  
徒歩 7分  
京王井の頭線「東松原」駅  
徒歩 8分

### ジオ世田谷松原 5階



所在：世田谷区松原 6-30-14 土地権利：所有権  
構造：RC造6階建 専有面積：66.74㎡（壁芯）

#### ◆3路線3駅利用可能な好立地

小田急線「梅ヶ丘」駅徒歩7分、京王井の頭線「東松原」駅徒歩8分、東急世田谷線「松原」駅徒歩10分

◆新宿駅へ約15分、渋谷駅へは約9分と都心へのアクセスに便利！下北沢は自転車圏内！

◆高台に位置する閑静な住宅地。5階部分のため開放感のある眺望！玄関からは富士山が見えます。

◆2018年4月築の築浅物件！飽きのこない先進的な外装、内装のデザイン

※上記情報は本紙編集時点（2025/4/11）の情報であり、お問合せを頂いた時点で、成約済、価格変更や利回りの変更がある可能性があります。

※間取図と現地に差異がある場合は現況有姿となります。※取引態様：媒介

◆お問合せ：売買部 03-3323-0525 担当：津田